

学校法人 藤島学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人藤島学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を福井市経田 2 丁目 512 番に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、子ども子育て支援法及び、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、教育・保育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

藤島幼稚園

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名
- (2) 監事 2 名

2. 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) こども園の園長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人
 - (3) 学識経験者又は功労者（園長又は評議員を除く）のうちから前各号に規定する理事の過半数で選任されたもの 2 人
2. 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 7 条 監事は、この法人の理事、職員（園長・教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうち

から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

第 8 条 役員（第 6 条第 1 項第 1 号に規定する理事を除く。この条中以下の同じ。）の任期は、4 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

3. 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(役員の補充)

第 9 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を越える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第 10 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第 11 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代理権の制限)

第 12 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 13 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを福井県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要ある時は、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

- 第15条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
- 2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3. 理事会は、理事長が招集する。
 - 4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5. 理事会を招集するためには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - 7. 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
 - 8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合は、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 9. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12. 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、この法人に特別功労のあった者のうちから理事会が委嘱する。
- 3. 顧問は、この法人の業務について、理事長の諮問に答えるものとする。
- 4. 顧問は、理事会及び評議員会に隨時出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く

- 2. 評議員会は11名以上15名以内の評議員をもって組織する。
- 3. 評議員会は理事長が招集する。
- 4. 理事長は評議員総数の、3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7. 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事のうちから互選された理事2名以上」とあるのは、「議長及び出席した議員のうちから互選された評議員2名以上」と読みかえるものとする。

(諮問事項)

第21条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 解散（合併又は破算による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認められる事項

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任された者4名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25歳以上のもののうちから、理事会において選任された者6名以内
- (3) 学識経験者及びこの法人の功労者（職員及びこの法人の設置する学校を卒業したものを除く）のうちから理事会において選任された者5名以内

2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることがある。

3. 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員にふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3. 運用財産は、この法人が設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料、入園料、選考料そ

の他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内に収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類及び第14条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 県知事の解散命令

2. 前項第1号の事由による解散は福井県知事の認可を、同項第2号の事由による解散は福井県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産による解散を除く）における残余財産は、国、地方公共団体、学校法人又は教育の事業を行なう公益法人のうちから理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によって選定したものに帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、福井県知事の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、福井県知事の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、県知事に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、学校の掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かねばならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(施行の細則)

第44条 この寄附行為施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. 学校の卒業生が年令25年以上になるまで、当分の間、23条1項第2号中「設置する学校を卒業したもの」とあるのは、「在園者の父兄」と読みかえるものとする。

2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	杉山龍乗	監事	和久本治
理事	坪川健一	監事	塩田源二郎
理事	持田義雄		
理事	古田卯太郎		
理事	杉山法継		

附 則

この寄付行為は、福井県知事認可の日（平成30年4月1日）から施行する。